

有事、陸上自衛隊における後方分野での部外力の 活用

—新たな採用枠組み（後方予備隊員制度）の導入—

小石 浩史

目 次

はじめに	1
第1節 陸上自衛隊における部外力活用等に係る現状と課題	3
1.1 自衛隊における部外力活用の経緯	3
1.2 自衛隊における部外力活用上の課題	5
1.3 予備自衛官等制度の現状と課題	6
1.4 国民の自衛隊及び国防に係る意識の変化	8
第2節 諸外国における予備役制度等の比較・分析	10
2.1 米陸軍における文官動員制度と予備役制度	10
2.1.1 米陸軍における APF 文官と NAF 職員	10
2.1.2 米陸軍における予備役制度	12
2.2 英軍における後援予備役制度	14
2.3 仏軍における市民予備役制度	15
2.4 諸外国の予備役制度等の比較・分析による後方予備隊員制度の条件案出	16
第3節 後方予備隊員制度の構想	17
3.1 後方予備隊制度の目的と業務内容	17
3.2 後方予備隊員の訓練と応招義務	19
3.3 後方予備隊員の応募資格と処遇	20
おわりに	22

はじめに

2022年12月に策定された国家防衛戦略において、「自衛官の定員は増やさずに必要な人員を確保する。」と明記¹され、既存部隊の見直しや民間委託等の部外力の活用推進が謳われた²。これを受け、陸上自衛隊においては、2024年3月、防衛省・自衛隊で初となる民間力の活用推進を所掌する部署となる「民間力活用推進班」を陸上幕僚監部総務課内に新設³し、部隊等における民間委託が可能な業務に部外力（民間人材）を積極的に活用する取組みを推進するとしている⁴。しかしながら、現在導入が進められている民間力は、飽くまでも平素における業務を遂行する契約でしかなく、有事における業務の継続が担保されていない状況にある。今後さらに導入が拡大される民間力が有事に運用できなければ、我が国の防衛に重大な影響を及ぼすことになる。このため、令和5年7月に作成された「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会⁵」（以下、「有識者検討会」）報告書においても、「部外力の拡大の支障となっているのは、有事における業務継続性が担保できるかという懸念にある」との指摘⁶がなされた。

こうした中、その解決手段に係る各種提言を見ると、有識者検討会では、同報告書の中で、民間事業者に予備自衛官制度の活用を求めることが有効とし、予備自衛官制度普及のため、企業に対する予備自衛官制度への理解の促進、採用条件（年齢制限等）の緩和、企業への給付金をはじめとしたインセンティブの付与等が提言されている⁷。しかしながら、既に給付金制度のある即応予備自衛官でも充足は極めて低く⁸、解決は厳しいと言わざるを得ない。

また、松下正宏は請負企業との間で、「有事に至った場合は非常勤職員のように防衛省の職員として一括採用することを取極めた協定を締結することも有力な一案⁹」として提言している。しかしながら、非常勤職員は、予備自衛官等と異なり、サービスの宣誓¹⁰が無い場合、防衛招集等、各種招集命令に応ずることも約束されておらず、そのまま有事に運用することは違法となる。このため、非常勤職員を有事に運用するためには、改めて隊員として任用し、サービスの宣誓を実施する必要があると、根本的な解決策とはならない。因みに、防衛省で勤務する事務官や技官（所謂「文官」）は自衛官ではないが、自衛隊法第2条第5項に定められた自衛隊員であり、自衛官と同じサービスの宣誓を実施している。

¹ 「国家防衛戦略」閣議決定、2022年12月16日。

² 「防衛力整備計画」閣議決定、2022年12月16日。

³ 「松本防衛大臣政務官の動静（2024（令和6）年1月～3月）『防衛省 HP』

https://www.mod.go.jp/j/profile/minister/vice-minister/matsumoto/2024_01.html、2024年6月28日閲覧。

⁴ 防衛省「人的基盤の強化に係る各種施策の進捗状況について－有識者検討会報告書へのフォローアップ－」2024年1月、23頁。

⁵ 国家安全保障戦略に定められた人的基盤の強化を着実に実現するため、防衛大臣のもと、防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会を開催するもの。座長：齋野彦弥、委員：奥本英宏、折木良一、喜多恒雄、黒江哲郎、佐藤千佳、中田るみ子、久江雅彦、松本崇。

⁶ 「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書 ～人口減少社会にあって精強な自衛隊を創り上げるために～」2023年7月12日、19頁。

⁷ 同上、23-24頁。

⁸ 自衛隊地方協力本部【特集】防衛の重要な戦力－「予備自衛官等」『防衛日報デジタル』

https://dailydefense.jp/_ct/17592309、2024年6月15日閲覧。

⁹ 松下正宏「自衛隊における部外力活用の新形態－自衛隊版シェアードサービスの導入－」2024年3月15日、19頁。

¹⁰ 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府第四十号）第三十九条。予備自衛官等は、サービスの宣誓の中で、各種の招集命令に応ずることが謳われており、招集後は改めて自衛官（自衛隊員）としてのサービスの宣誓を実施することになっている。

さらに、いずれの案についても、平素契約している民間企業の従業員が有事においても継続的に業務できる枠組みに係る検討でしかなく、有事においてテンポラリーに拡大する必要があると考えられる業務（例えば、衛生業務、土木・建築作業、整備、輸送等）にも対応し得る柔軟な枠組みについては議論されていない。

これらを踏まえ、有事、陸上自衛隊において、後方分野における部外力活用の実効性向上という課題を解決するためには、3つのアプローチが考えられる。すなわち、①法的アプローチとして「自衛隊法第103条の改正¹¹」、②契約的なアプローチとして「民間企業との有事契約・協定の締結」、③人事・募集によるアプローチとして身分を自衛官としない、「後方予備隊員制度（仮称）」の創設である。

まず、①自衛隊法103条の改正についてであるが、現在の自衛隊法103条に対してさえも「戦時徴用」を認めるものであるとして、反発する組織もある¹²。103条の改正案（1項地域の撤廃、2項地域において業務従事命令を出せる業種の拡大等）は、現行よりもさらに国民の権利を制限するものであり、違憲論にまで発展する可能性が高い。過去の国会答弁を見ても、現行の自衛隊法103条における業務従事命令の合憲性と業務従事命令違反に対し罰則を検討しないとする答弁¹³はあるものの、さらに拘束力の強い条文とすべきというものはない。このため、国民の理解獲得は極めて困難であり、見通せる将来においては、実現の可能性が低いと言わざるを得ない。

次に②民間企業との有事契約・協定の締結であるが、有事における企業側の負担額（企業の所有する施設等の被害、従業員に対する危険手当、損害賠償等）を鑑みれば、PFI船舶事業¹⁴を例に見ても、相当の予算を要することが予想される。さらに、国民の理解については、企業側との契約による拘束であり、自衛隊法の改正よりは理解を獲得できる可能性も否定しないが、PFI船舶の乗員を予備自衛官として運用することについても「戦時徴用ではないか」と国会で議論される¹⁵など、ハードルが高いと言わざるを得ない。また、仮にこの契約が実現したとしても、雇用主と従業員の間には法的な拘束力がなければ、有事に従業員が退職を申し出る可能性も否定できない。

本稿は、「有事、陸上自衛隊において、後方分野における部外力活用の実効性向上に係る方策」として、人事・募集によるアプローチから身分を自衛官としない、「後方予備隊員制度」の創設について論ずるものである。「後方予備隊員制度」とは、有事等において自衛官の警備・警護のもと、主として自衛隊の後方支援にあたる隊員を確保する制度である。後方予備隊員は、直接の戦闘参加を前提とせず、予備自衛官等制度と比較して募集資格を緩和し

¹¹ 第103条第1項において、防衛出動を命ぜられた自衛官の行動する地域においては、あらゆる業種の民間力に対し、業務に従事させることができないことになっている。また、同条第2項では、第1項で示された地域以外の地域においては、医療、土木建築工事及び輸送に限り、業務に従事命令を出すことができるものとされている。

¹² 自由法曹団「戦争動員法案20の疑問 - いったいどうなるのだろうか」Q14、https://www.jlaf.jp/old/iken/2002/iken_20020510.html#14、2024年7月19日閲覧。

¹³ 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会「「非常事態と憲法（国民保護法制を含む）」に関する基礎的資料」衆憲資第45号（平成16年3月25日の参考資料）。

¹⁴ 「防衛力抜本的強化の進捗と予算 - 令和6年度概算要求の概要 -」防衛省、https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/2024/yosan_20230831.pdf。

¹⁵ 「衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊による民間船舶借上げ及び民間船員の予備自衛官任用に関する質問に対する答弁書」第190回国会、内閣衆質一九〇第一四九号、平成二十八年三月四日。この中で、政府は「予備自衛官への応募は飽くまでも個人の意思に基づくものであり、強制ではない。」としている。

て、より多くの人材を確保しようとするものである。

本制度の具体化にあたっては、諸外国の予備役制度等を参考とした。その中で、中国の民兵制度¹⁶や台湾の全民国防体制¹⁷は、軍と民の力を統合発揮する上で最も強制力が強く、実効性の高い制度であるものの、憲法で「国民の国防の義務」が謳われていない日本にはそぐわない制度であり、検討の対象外とした。また、徴兵制を有するスイスでは、全てのスイス人男性に兵役を義務付けているものの、近年では兵役を拒否する者が増加したため、1996年に憲法が改正され、「非軍事的代替役務」という新たな制度が設置¹⁸された。名称だけ見ると後方予備隊員制度に似ているようにも見えるが、これは軍務には服さない代わりに社会奉仕（病人看護、社会福祉、環境保護、消防等）に携わるものであり、徴兵制の代替として機能している制度であることから、こちらも検討の対象外とした。

このため、本稿では、日本と同様、現在は徴兵制を採用していない同盟国・同志国の中から、民間力を積極的に導入している米、英及び仏の予備役制度等を比較・分析し、日本において実効性ある制度とするための条件を整理する。

まず、第1節において、陸上自衛隊における部外力活用の現状、また部外力活用上の課題及び現行の予備自衛官等制度の課題等について整理するとともに、国民の自衛隊及び国防に係る意識から、有事における自衛隊に対する協力への期待度を考察する。次に、第2節において、諸外国における予備役制度等を比較・分析し、我が国において、実効性ある後方予備隊制度の条件について考察、整理する。最後に第3節において、第2節で整理した条件に基づき、後方予備隊制度の具体的な構想について提言する。

第1節 陸上自衛隊における部外力活用等に係る現状と課題

第1節では、自衛隊における部外力活用の経緯と現状、有事における部外力活用上の課題、予備自衛官等制度の課題等について整理するとともに、国民の自衛隊及び国防に係る意識から、有事における自衛隊に対する協力への期待度を考察する。

1.1 自衛隊における部外力活用の経緯

日本の再軍備として、朝鮮戦争（1950年6月～1953年7月）を契機とし、1950年8月に警察予備隊が設置された。1953年10月に実施された池田（自由党政調会長）・ロバートソン（極東担当国務次官補）会談において、その増強が議論され、GHQの持ち出し案は、32.5万人態勢であったが、日側は、遠征軍である米軍とは異なり、国土戦を前提とするため、「後方支援は民間力を活用して節減する」とし、18万人態勢とした¹⁹。つまり、1954年

¹⁶ 「海洋安全保障雑感～米国東海岸便り（No.1）」『防衛省 HP』

<https://www.mod.go.jp/msdf/navcal/navcal/mcc/col-088s.html>、2025年1月23日アクセス。中国の国内法で定められた「民兵」は中国の正規軍であり、人民解放軍現役部隊及び同予備役部隊、人民警察部隊に続く、「第3軍」である。

¹⁷ 樋口讓次「台湾（中華民国）の民間防衛体制について」2020年6月、2頁。台湾は、政軍と民を統合させた全国民参加型の国防体制を採用し、有形の軍事力、無形の防衛力及び利用可能な民間資源の総てを総合発揮することを目指している。

¹⁸ 日本安全保障戦略研究所編著、小川清、浜谷英博、樋口讓次『有事、国民は避難できるのか』国書刊行会、2022年10月5日、94-95頁。

¹⁹ 日田大輔【研究ノート】陸上自衛隊草創期の防衛力整備 - 5個方面隊13個師団体制の成立まで - 『防衛研究所紀要』第22巻第1号、2019年1月。

7月の陸上自衛隊創設当初から、そもそも後方支援は民間力の支援を前提とした設計となっていたのである。それにも関わらず、その枠組みが現在に至るまで十分に整備されていない現状にある。

このような中、自衛隊における部外力の活用は、平成18年に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の中で謳われている「総人件費改革」への対応の中で実施された取組みから本格的に開始された。政府は、国の行政機関の定員（33.2万人）について、5年間（平成18年～22年度）で5.7%（18,900人）以上の純減を確保するとし、全省庁一体となって取り組むべき課題であるとされた²⁰。

このため、防衛省・自衛隊も対象となり、主として後方分野の業務に対する民間委託により、行政機関の定員に準じて純減を行うこととされた²¹。ただし、日本における防衛力の考え方を維持しつつ、日本の平和と独立、国民の安全の確保に支障を来すことのないよう進められていくものと説明されている²²。

これら自衛官の純減を目的とした部外力活用について、防衛省・自衛隊は、自衛隊の任務遂行能力を低下させないことを前提とし、給養業務、施設管理業務、車両・輸送業務といった主として駐屯地・基地業務等の後方業務について、民間委託を実施してきている。そのうえで、武力攻撃事態等にも際しても、駐屯地・基地の機能を持続的に発揮できるように留意しつつ、民間力の有効活用について検討を行っている。

このように、自衛隊における部外力活用は、当初、自衛官の実員を純減させることを目的とし、主として後方分野の業務（教育、給食、整備、補給、就職援護等）を民間委託して、2010年度末までに9,750人の自衛官の純減が目標²³とされた。しかしながら実際に純減された自衛官の多くは、これまで自衛官とされていた高等工科大学（旧少年工科大学）の生徒を防衛大学校等と同じく学生の身分への置き換え、新隊員を当初は一般隊員とはせず「自衛官候補生」とする²⁴ことにより、それぞれの人件費（自衛官俸給法に基づく給与の支給ではなく、学生手当等として給与支給）を抑制して、目標の達成を追求した。

他方、近年になって、自衛隊にとって別の課題により、部外力の活用が注目されている。すなわち募集難である。そもそも、自衛官の定数と実員との乖離は常態化しており、2023年現在、陸上自衛隊においては、常備自衛官で約1万6,000人（現員13万7,024人／定員15万500人）にも及んでいる状況にある²⁵。そのような中、急速な少子・高齢化、将来にわたる労働生産人口の漸減とこれに伴う人材獲得競争などが自衛官の募集に重大な影響を及ぼしている。

こうした中、2022年12月に策定された防衛力整備計画においては、「募集対象者の増加が見込めない状況への対応が喫緊の課題である」としており、その中で、「自衛隊を退職した者を含む民間の人材を活用するために必要な施策を講じる」、「自衛官の定数の総計を増や

²⁰ 「行政改革に関する特別委員会議事録」第12号、2006年4月18日、第164回国会、衆議院、行政改革に関する特別委員会、第12号、24頁。国務大臣（内閣官房長官）安倍晋三君による答弁。

²¹ 同上。

²² 同上。

²³ 「国家公務員の総人件費改革の取組み状況〈平成20年度政府予算ベース〉」2008年3月、1頁。

²⁴ 同上。

²⁵ 「防衛省・自衛隊の人員構成」『防衛省HP』https://www.mod.go.jp/j/profile/mod_sdf/kousei/、2024年6月15日アクセス。

さず、既存部隊の見直しや民間委託等の部外力の活用を進める」と定められた。

これを受け、2024年3月、陸上幕僚監部においては、1等陸佐の班長と班員5名（自衛官4名、事務官1名）の編制をもって「民間力活用推進班」が設置され、民間委託事業の拡大に係る業務が開始された。そして、令和6年度から業務隊や補給処等の業務の一部に新たな民間委託事業が導入開始されたわけであるが、その目的は当初の総人件費改革に基づく自衛官の純減から変化している。すなわち、現行の常備自衛官が実施している後方業務等を部外力に置き換えることで、第一線の自衛官の充足率向上を企図するものとなっている。したがって、総人件費改革で実施したような、これまで自衛官としていた学生や新隊員を自衛隊員に置き換えるといった人件費の抑制を主眼とするのではなく防衛力整備の観点から、純粋に自衛官に置き代わる部外力の導入が現在求められている。

1.2 自衛隊における部外力活用上の課題

国家防衛戦略等の策定を踏まえて防衛省が設置した有識者検討会は、自衛隊の限りある人的資源を、第一線部隊をはじめとするより優先度の高い分野に充てる必要があり、部外力活用を推進していく重要性について報告している。また、部外力活用をいっそう拡大するためには、有事における業務の継続性が担保できるかという懸念を克服することが課題であると指摘している²⁶。既に部外力が導入されている業務隊や補給処等においても有事における業務継続が担保されていない状況を憂慮²⁷しており、自衛隊の任務遂行のためにもこの問題の速やかな解決が求められている。

この懸念は、先述の自衛隊法第103条第1項と第2項に係る問題に起因しており、平素から部外力として契約している民間事業者に対しても、防衛出動時、防衛出動を下令された自衛官と共に業務することを強制することはできない。このため、有事において運用できるよう契約したPFI船舶事業においても、高額な契約料（現行の2隻が10年契約で約250億。新規2隻の確保に約325億円が計上²⁸）にも関わらず、有事に運用するためには、船員を自衛官とする必要があるため、自主的に予備自衛官に応募してもらうか、現役の自衛官を船員に充てざるを得ない。

さらに、陸上幕僚監部に設置された「民間力推進班」が進める民間人採用の形態は、請負による契約、人材派遣契約、非常勤隊員としての契約で単年度契約（1年間）を基本²⁹としているため、毎年入札をかけなければならない（随意契約は認められていない）。このため、応札企業によっては、セキュリティ上の問題の発生³⁰が予想される。平成23年11月に実施された第179回臨時国会質疑の中で、佐藤正久参議院議員は、「自衛隊基地・駐屯地におけるアウトソーシング委託先や民間委託売店等の従業員の身上調査はどのように実施して

²⁶ 「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書 ～人口減少社会にあって精強な自衛隊を創り上げるために～」2023年7月12日、19頁。

²⁷ 関東補給処副処長より筆者聞き取り、2024年6月17日。

²⁸ 「防衛力抜本的強化の進捗と予算－令和6年度概算要求の概要－」防衛省、https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/2024/yosan_20230831.pdf。

²⁹ 「自衛隊ニュース1121号（2024年4月15日発行） 省・自衛隊で初 民間力活用推進班」『防衛ホームHP』https://www.boueinews.com/news/2024/20240415_6html、2024年6月28日閲覧。

³⁰ 例えば部隊等の行動、秘密区分の高い装備品や施設等に係る情報の漏洩等が予想される。

いるか」という趣旨の質問をしている³¹。これに対し、「業務等委託に係る契約を民間事業者と締結する際に、業務の内容に応じ、当該業務に従事する従業員について国籍を含め必要な条件を付し、契約の履行にあたり、当該条件を満たしていることを確認しているほか、許可を受けていない施設・区域への立ち入りを禁止している。また、当該契約に係る民間事業者の従業員の国籍については、網羅的には把握していない。」と回答されている³²。つまり、民間事業者の従業員の身分は、契約書の中で律しており、その履行状況を確認するとともに、立ち入り制限区域を設定してセキュリティを確保しているということである。令和6年度から陸上自衛隊においては、業務隊や補給処等において逐次民間企業と契約し、部外力の導入が既に開始されているが、おそらくセキュリティの部分については、先述の国会答弁でもあったように仕様書の中で厳しい基準にしたことが予想される。このため、今回の落札企業はいずれも自衛隊OBを従業員とする防衛基盤整備協会となっており³³、現段階では大きな問題となっていない。しかしながら、単年度契約であること、部外力導入の業種拡大と応札企業の増加も将来的に予想されることなどから、楽観できない状況にある。

また、業務隊等の業務は、有事において平素に比し増大することが予想される。有事等において駐屯地所属部隊が戦闘地域等に出払ってしまった場合については、当該部隊の行政文書等の移管受けや、駐屯地警備等についても業務隊が実施しなければならなくなる。さらに業務隊においては、その人員不足から、平素は、駐屯地所在部隊等から臨時の勤務者を配置し、その業務を支援しているのが実態であり、有事においては各部隊からの支援要員は自分の部隊に復帰することになっている。

このように、有事において業務隊の業務所要は増大することが予想される一方で、その人員は平素よりもさらに縮減されてしまう可能性がある。このため、平素からの部外力の導入と併せ、有事に増大する業務に対応できる態勢を備えることが極めて重要である。

1.3 予備自衛官等制度の現状と課題

予備自衛官等制度は、既存の人事制度の中で、有事における常備自衛官を増強するための唯一の枠組みである。このため、冒頭述べた通り、有識者検討会においても、「(部外力導入に係る)入札において、予備自衛官等を雇用している企業に加点するといった制度の拡充」についても提言されている³⁴。また、予備自衛官等の充足率は非常に低く、抜本的な制度の見直しが必要であると指摘されている³⁵。

我が国には、現在「即応予備自衛官」、「予備自衛官」及び「予備自衛官補」の3つの予備自衛官等制度がある。予備自衛官制度は、自衛隊の発足と同時に施行されたが、平成9年には、それまでの予備自衛官制度に加え、陸上自衛隊のコンパクト化（人員削減）に伴い、予

³¹ 「自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問主意書」第179回国会（臨時会）、質問書第二三号、2011年11月14日。

³² 「参議院議員佐藤正久君提出 自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問に対する答弁書」第179回国会（臨時会）、内閣参質一七九第二三号、2011年11月22日。

³³ 「nSearch（エヌ・サーチ）」https://nsearch.jp/nyusatsu_ankens/647d95e11876ba10cf389f0e、2024年6月28日閲覧。

³⁴ 「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書 ～人口減少社会にあって精強な自衛隊を創り上げるために～」2023年7月12日、24頁。

³⁵ 同上。

備自衛官よりも即応性の高い即応予備自衛官を導入している。さらに、平成 13 年度、国民に広く自衛隊に接する機会を設け、将来にわたり予備自衛官の勢力を安定的に確保するとともに、民間の専門技術を活用し得るよう予備自衛官補制度を導入し、平成 14 年度から採用を開始している³⁶。

しかしながら、充足率は即応予備自衛官で約 47%（現員 4,120 人／定員 8,715 人）、予備自衛官で約 69%（現員 3 万 3,411 人／員数 4 万 7,900 人）（いずれも令和 3 年末現在）³⁷と、いずれも低充足の状況が継続している³⁸。

即応予備自衛官は、自衛官勤務が 1 年以上、退職後 1 年未満の元陸上自衛官または陸上自衛隊の予備自衛官の志願者の中から選考により採用される。特徴的なのは、所属部隊や補職（役職）が決まっている点であり、平素は現職自衛官数名で運営されている部隊（コア部隊という。）に所属している。30 日／年の訓練に従事し、防衛招集命令、国民保護等招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となり、所属部隊において常備自衛官とともに第一線において活動する。

即応予備自衛官の訓練は各個訓練（射撃、格闘、救急法等、個人としての訓練）が 16 日間と部隊訓練（小隊レベル、中隊レベル等、部隊としての訓練）が 14 日間となっている。

それぞれの訓練は、定められた駐屯地において年度計画に基づき実施されるため、即応予備自衛官本人と採用企業と密接に調整し訓練に参加してもらう必要がある。このため、防衛省としては、即応予備自衛官の訓練出頭の可能性を配慮し、土日を主体に訓練日程を組むとともに、訓練計画をできるだけ早期に連絡することや、訓練実施部隊（現職自衛官）が即応予備自衛官の出頭しやすい最寄りの駐屯地に出向いて出張訓練を実施する等、各種取り組みをしている³⁹。しかしながら、それでも一般の会社員等にとって、年間 30 日間（約 1 か月）の訓練日を捻出するのは非常に難しいことが容易に想像できる。

予備自衛官は、自衛官としての勤務が 1 年以上の元自衛官の中から志願に基づき、選考によって採用される。自衛隊法上は 20 日／年以内の教育訓練に従事することとなっているが、運用上は 5 日間／年を基準として訓練に従事することとなっており、即応予備自衛官と同じく招集命令を受けて自衛官となり、後方地域の警備、後方支援、基地（駐屯地）の警備などの要員として活動する。

予備自衛官の訓練は、先述の通り 5 日間／年を基準としており、連続する 5 日間の訓練出頭が望ましいとするも、都合によりやむを得ない場合は、2 回に分割して出頭が可能となっている。訓練内容は、射撃を含む各種検定や野外訓練、職種等に応じた特技訓練等目白押しであり、訓練日数は即応予備自衛官に比し短いものの、一般の社会人にとって「連続する 5 日間」を捻出する負担は決して小さくない。また、当然ながら、訓練参加基準を満たせなかった場合、当該隊員に対する手当の支給は停止される。

³⁶ 「陸上自衛隊予備自衛官制度：各制度の成り立ちから現在まで」『防衛省 HP』
<https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/yobiji/ayumi.html>、2024 年 6 月 19 日閲覧。

³⁷ 自衛隊地方協力本部「【特集】防衛の重要な戦力―「予備自衛官等」」『防衛日報デジタル』
https://dailydefense.jp/_ct/17592309、2024 年 6 月 15 日閲覧。

³⁸ 「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書 ～人口減少社会にあって精強な自衛隊を創り上げるために～」23 頁。

³⁹ 「陸上自衛隊予備自衛官制度：訓練内容と訓練形態」『防衛省 HP』
<https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/yobiji/training.html>、2024 年 6 月 20 日閲覧。

予備自衛官補は、後方地域の警備などに従事する「一般」と医療従事者、語学要員、情報処理技術者、建築士、車両整備等に従事する「技能」に区分されている。いずれも自衛官未経験者の中から志願に基づき、「一般」は試験、「技能」は選考によって採用される。「一般」は3年以内に50日、「技能」は2年以内に10日の教育訓練を受ければ予備自衛官に任用され、その後の運用は予備自衛官と同じとなる。

予備自衛官補（一般）の訓練は、基本教練、戦闘訓練、野外勤務、実弾射撃等、自衛隊の新隊員が実施するような訓練が、50日間に凝縮されており、連続する5日間の訓練に3年以内に10回も参加する必要がある。予備自衛官補（技能）についても、期間は計10日間（5日間×2回）と「一般」に比し、期間は短いものの、訓練課目はほぼ同様の内容となっており、医療、語学、情報処理等の業務に従事する「技術」採用とは言え、実射訓練も当然実施する。予備自衛官補制度の設立目的として、「国民に広く自衛隊に接する機会を設け、将来にわたり予備自衛官の勢力を安定的に確保する」とあるが、訓練期間等を見るに、授業やアルバイトに追われる大学生や、ただでさえ忙しい一般の社会人にとっては相当ハードルが高いものと言わざるを得ない。このため、予備自衛官補の員数4,621人（陸自4,600人、海自21人）に対し、現員2,529人と充足率54.7%（2022年3月31日現在）⁴⁰にとどまっており、さらに年々減少傾向となっている⁴¹。

また、予備自衛官等制度については、本人だけでなく、当該隊員を雇用する企業に対する負担も非常に大きい。平素の訓練に参加させるにしても、休暇制度等の整備や、訓練出頭時の業務ローテーションの変更、顧客への影響等、各種の負担を強いることになる。また、東日本大震災から本格的に運用されている災害派遣等招集等があれば、社員が抜けた穴埋めに係る急遽の対応を迫られるとともに、訓練とは異なり、当該社員がいつ会社に復帰できるのかも確約されない可能性もある。特に負担の大きい即応予備自衛官を雇用する企業に対しては、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を企業側に支給する枠組み⁴²もあるが、即応予備自衛官の充足率が50%を割り込んでいるのは、やはり負担（デメリット）の方が大きいからであろう。

他方、予備自衛官等制度は、招集された後、自衛官として任用され、第一線ではないにせよ、常備自衛官と同様に武器をもって任務にあたることが求められる。このため、現行の訓練でも最低限必要な内容となっており、これ以上の時間縮減は、運用上の実効性を低下させてしまう可能性があり、安易に時間を縮減することは困難である。

1.4 国民の自衛隊及び国防に係る意識の変化

前項において、予備自衛官等制度から、訓練日程、身分保障等が個人や採用企業への負担となり、低充足につながっていると分析した。しかしながら、冒頭に述べた通り、予備自衛官等だけでなく、そもそも常備自衛官も含め、低充足と危機的募集難の状況が継続している

⁴⁰ 「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書 ～人口減少社会にあって精強な自衛隊を創り上げるために～」23頁。

⁴¹ 同上。

⁴² 「即応予備自衛官雇用企業給付金制度」『防衛省HP』<https://www.mod.go.jp/j/profile/reserve/sokuou/>、2024年8月20日閲覧。

のは何故か。その要因として、日本国民の国防意識の低さが指摘される⁴³こともあるが、仮に多くの日本人が「国防は自衛隊だけに任せておけばよい。」と本気で考えているのであれば、新たな任用制度を設定したとしても無意味となってしまう。では、本当に日本人の多くが国防に無関心なのか各種のデータから見てみる。

令和6年4月に練馬駐屯地で実施された第1師団創立62周年・練馬駐屯地創設73周年記念行事において、執行者である第1師団長の兒玉恭幸陸将は、「世界価値観調査の問いの1つに、もし戦争が起こったらあなたは国のために戦いますかという問いがあり、「戦う」と答えた日本人は13%でした。(中略)日本人の13%は群を抜いて低い数字でした。(中略)戦争とは国家間の闘争、国と国との総合力の争いです。第一線で戦う自衛官だけでは侵略戦争には勝てません。(後略)」⁴⁴と式辞の中で述べている。

兒玉師団長の式辞は、世界価値観調査(World Values Survey)⁴⁵という国際プロジェクトが実施した2022年現在の最新の調査を引用したものと思われるが、これによれば、「国のために戦いますか。」という問いに対し、「はい」と回答した日本人は、13.2%⁴⁶であり、調査した世界79か国中、確かに最低となっている。

これは、日本の小学校から高校の教科書にもあるように、日本国憲法の3つの柱⁴⁷の一つとして「平和主義」が教育されていることに起因すると考えられる。この「平和主義」は戦争を放棄するものであると教育されているため、「日本の平和主義は「不戦主義」であり、日本人は、平和憲法たる日本国憲法を守ることが平和を守ることだと誤解している。」との意見⁴⁸もある。このような中、日本の教育現場やメディアの中でも戦争の本質や抑止理論等について真剣に議論される機会に恵まれてこなかった。

しかしながら、近年の日本周辺における中国、北朝鮮、ロシアの目に見えて増大する脅威と、2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、奇しくも日本人が戦争を真剣に考えるきっかけとなっている。その証左として、冷戦真ただ中の1981年に内閣府政府広報室により実施された「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」では、「自衛隊を増強した方がよいか」という問いに、「増強した方がよい」と答えた人は陸海空自衛隊ともに約20%程度⁴⁹であったのに対し、2022年の調査では、同質問に、「増強した方がよい」と答えた人が40%以上⁵⁰に達している。一方で、同調査では、「あなたは、もし日本が外国から侵略された場合、どうしますか。」という質問に対し、「自衛隊に志願する」が4.7%と低い数

⁴³ 「日本が侵略されたら戦う？」戦わないは7割、若者の意識に変化はあったのか『MAMOR』2022年11月2日。

⁴⁴ 「国を守るために戦いますか？世界最下位13.2%頭号師団長の熱いメッセージ 執行者式辞 第1師団創立62周年・練馬駐屯地創設73周年記念行事」『You Tube/RUNWAY FUN』2024年6月21日閲覧。

⁴⁵ 世界数十か国の大学・研究機関の研究グループが参加し、共通の調査票で各国国民の意識を調べ相互に比較する「世界価値観調査」が1981年から、また1990年からは5年ごとの周期で行われている。ただし、最新調査は前回調査から7年経過した2017年から始まった。各国ごとに全国の18歳以上の男女1000~2000サンプル程度の回収を基本とした個人単位の意識調査。

⁴⁶ 「国のために戦いますか？」日本人の「はい」率は世界最低13%…50歳以上の国防意識が落ちの意外な理由『PRESIDENT Online』<https://president.jp/-/58391?page=1>、2024年6月13日閲覧。

⁴⁷ 国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義。

⁴⁸ 憲法 Blue Wave 編 ケント・ギルバート、伊藤俊幸、ジェイソン・モーガン、河野克俊、石平、兼原信克、ナザレンコ・アンドリー、谷口智彦『今こそ問う！日本の「平和」と憲法改正』明成社、2024年5月、13-23頁。

⁴⁹ 内閣府世論調査「自衛隊・防衛問題に関する世論調査の概要」1981年12月調査、<https://survey.gov-online.go.jp/s56/S56-12-56.html>、2024年7月9日閲覧。

⁵⁰ 内閣府政府広報室「自衛隊・防衛問題に関する世論調査の概要」2023年3月、9頁。

値であった。他方、「自衛隊に志願しないものの、何らかの方法で自衛隊を支援する。」が 51.1%、「侵略した外国に対して、武力によらない抵抗をする。」が 17.0%となっており、確かに自ら「自衛隊に志願する」という人は少ないものの、他国からの侵略に対し、「一切抵抗しない」と回答した人は意外に少ない⁵¹。

以上のように、現在の日本において、民間人が国防に関与できる枠組みは、予備自衛官等制度のみであるが、訓練負担等から応募者が少なく充足が年々減少している現状にある。他方、自衛官となり武器をもって直接戦う意思を示す人は少ないものの、何らかの形で自衛隊に協力したいと答える人が多く存在しており、こういった国民による有事における協力は期待できる。しかしながら、現在の自衛隊において、このような意思をもつ国民に対し、国防に関与してもらう公的枠組みは現在のところ存在していない。

第2節 諸外国における予備役制度等の比較・分析

本節においては、諸外国の部外力の文官制度や、予備役制度等を比較・分析し、後方予備隊員制度を日本において実効性ある制度とするための条件を整理する。参考とする諸外国については、日本と同様に現在徴兵制度を採用していない同盟国・同志国の中から、米、英、及び仏における予備役制度等を挙げる。特に米陸軍においては、平素から有事に至るまで幅広く文官（民間人）を戦力として導入しているため、文官動員制度も参考にしたい。

2.1 米陸軍における文官動員制度と予備役制度

2.1.1 米陸軍における APF 文官と NAF 職員

米軍では、非戦闘的な役割として調査、開発、兵站、諜報、在庫管理、通信、医薬品供給などの任務に文官を充てており、1991年の湾岸戦争を契機に、文官の大量動員の制度化を実現させている。「砂漠の盾作戦」及び「砂漠の嵐作戦」を支援するため、特に陸軍では 3,000人を超える文官がクウェートなど中東各地に展開し、陸軍の装備品の維持や修理に当たったほか、さらに数百の文官が、物資の購入、輸送、供給管理、戦闘資材や修理用部品の供給などに関する専門的、技術的な様々な支援任務に従事している⁵²。

2006年6月19日、米陸軍長官（SECARMY）は、陸軍民間部隊（Army Civilians Corps）を設置するとともに、陸軍民間部隊の信条（Army Civilians Corps Creed）⁵³が策定され⁵⁴、陸軍民間部隊の目的と役割は、この信条によって定義されている。

陸軍民間部隊には、大きく分けてAPF（Appropriated Fund）文官とNAF（Nonappropriated Fund）職員が存在しており、米陸軍全体のマンパワーの約20%を占めている。これらの民間

⁵¹ 内閣府政府広報室「自衛隊・防衛問題に関する世論調査の概要」25頁。

⁵² Department of Army, *The Army Training and Leader Development Panel Report Phase IV (Civilian Study)*, 24 February 2003, p. 28.

⁵³ I am an Army Civilian—a member of the Army team. I am dedicated to our Army, our Soldiers and Civilians. I will always support the mission. I provide stability and continuity during war and peace. I support and defend the Constitution of the United States and consider it an honor to serve our nation and our Army. I live the Army values of loyalty, duty, respect, selfless service, honor, integrity, and personal courage. I am an Army Civilian.

⁵⁴ Department of Command, Leadership, and Management (DCLM) at the U.S. Army War College, *How the Army Runs: A Senior Leader Reference Handbook, 2019-2020*, p. 305.

人は、兵站支援（LOGISTICS）、研究開発及び基地運営（BASOPS）に集中して運用されており、530以上の様々な業種で雇用されている。

APF（Appropriated Fund）文官とは、米議会により通常毎年行われる、国防歳出権限法（Defense Appropriation Act）の立法措置により給与原資が供給される一連の文官群で、これには合衆国市民及び有資格外国人をそれぞれ含み、連邦公務員諸法の体系の下に管理されている⁵⁵。2019年6月時点で、252,082人が合衆国市民から直接雇用されたAPF文官で、20,198人が外国人のAPF文官となっている⁵⁶。

APF文官をその遂行する業務の性質から見れば、軍事機能文官（military-function civilians）と非軍事機能文官（civil-function civilians）に分類することができる。前者は、陸軍の国家軍事戦略（national military strategy）上の目的に直接関連する支援業務を遂行する文官を意味し、いわば戦闘支援任務に従事する文官職員である。他方、後者は、陸軍の工兵部隊が管理する土木工事計画（civil works program）に関連する職務を遂行する。土木工事には、国の水資源に係るインフラを改善するプロジェクト（ナビゲーション、洪水制御、水力発電及び法律によって定められたその他の市民機能等）の計画、設計、建設、運用、保守などが含まれている⁵⁷。

NAF（Nonappropriated Fund）職員は、顧客に対して支払われる販売代金、料金、手数料などにより得た資金から支払を受ける従業員で、その中には合衆国市民の他に、通常当該外国の労働市場を通じて雇用される外国人と、パートタイムで働く登録職員とが含まれ、その総数は27,145人（2019年6月時点）に上る⁵⁸。NAF職員は、その大部分が、陸軍のクラブ、ゲストハウス、託児所、工芸品店、ボウリング場、プール、ジムなどの生活関連施設で働いており、軍人及びその家族にとって士気、福利厚生の上昇に重要な役割を果たしている。

米陸軍においては、軍人のみならず、文官職員もまた陸軍チームの不可欠な一部であると見なされており、平時及び戦時において陸軍がその任務達成に向けて努力する場合においては、文官も重要な貢献をすべきであると考えられている⁵⁹。そこで、一部の文官職については、将来の作戦の際に必要な役割を果たせるように特定化されており、そういった職では海外展開が義務付けられ、あるいは空席が生じ得ないように位置付けられている⁶⁰。

陸軍に文官を海外展開させる権限を付与しているのは、DoDD1404.10である⁶¹。その中では、文官展開準備計画の目的として、全国的な非常事態、海外への動員、戦争、軍事的危機あるいはその他の有事の期間中、資格のある陸軍文官職員の適切な人員が、世界的な任務達成の必要条件を満たすために技術的に利用可能な状態に置かれることを保証することにあると規定されている。

有事に動員される文官職の種類について、代表的なものは以下のとおりとなっている⁶²。

⁵⁵ Ibid., p. 306.

⁵⁶ Ibid.

⁵⁷ Ibid., p. 306-307.

⁵⁸ Ibid., p. 306.

⁵⁹ Ibid., p. 326.

⁶⁰ Civilian Deployment/Mobilization, <http://www.cpol.army.mil/library/mobil/civ-mobil.html#sect7a>.

⁶¹ DoDD 1404.10, Emergency-Essential (E-E) DoD US Citizen Civilian Employees Overseas, http://www.dtic.mil/whs/directives/corres/pdf/d140410_041092/d140410p.pdf.

⁶² Civilian Deployment/Mobilization.

○ 重要職員 (Key Employee)

これは通常、米国本土における職務で、戦時あるいは国家緊急事態の間に欠員が発生しないように規定されている。その趣旨は、母体組織が有効に機能できるように、その能力に重大な欠陥の発生を防止することである。重要職員は、戦時任務によって要求される、特殊な、又は不足し易い技術を持つ職員である。

○ 緊急事態枢要職員 (Emergency-Essential (E-E) Employee)

これは、戦闘の成功を保証するか、あるいは動員、避難命令、又はその他の軍事的危機の後の本格的な戦闘システムを直接的、継続的に支援することを任務とする職務で、常時海外に置かれているか、あるいは、軍事作戦の間に海外派遣される可能性のある職務である。

米陸軍資材コマンドが示す「文官展開の手引き」によれば、E-E職員は「国防省文官職員海外緊急事態枢要職協定」(DOD Civilian Employee Overseas Emergency-Essential Position Agreement: DD Form 2365)に署名していることが必要とされている⁶³。このため、危機の際の海外展開では、職員の自発性が担保されていると言える。

海外に展開するE-E職員は、兵士が知っておくべき基礎的な応急手当方法や、基礎的な野戦サバイバル技術、戦時法規やジュネーヴ条約の捕虜対処技能、各種装備の使用及び注意点などに関する訓練のため、各種軍事訓練に参加することになっている。こうした訓練には、統一軍事裁判法規や相手国での関税及び礼儀作法、そして適切な場合における携帯用武器のトレーニングも含まれている。

ただし、E-E職員が個人用の武器・弾薬を携帯することは、基本的にいかなる場合にも認可されない。戦域司令官によって承認された場合のみ、自己等防護のために携帯用の武器及び弾薬が供給され、それを携帯することができるにとどまる⁶⁴。また、前述のとおり、携帯用武器・弾薬の供与に先立って、その適切な使用法及び注意点について訓練を受けなければならない。そして、展開したE-E職員の指揮統制に関しては、配置された部隊の指揮官あるいは戦域司令官の統制下に置かれるものとされている。

このように、米軍においては、民間人の部隊を陸軍の主要なマンパワーとして位置づけ平素から有事に至るまで運用している。重要な特技等を持つ民間人については、有事等の緊急事態において、動員することもできるよう規定されており、国外派遣についても自発的な署名を必要とするものの、民間人契約者の海外展開も可能としている。

2.1.2 米陸軍における予備役制度

米軍の予備役は、7つの予備役軍(連邦陸軍、陸軍州兵、連邦海軍、海兵隊、沿岸警備隊、連邦空軍、空軍州兵)から構成されている⁶⁵。

予備役の目的は、戦時又は国家緊急事態、その他国家安全保障上、必要な場合に、米軍の任務遂行上の要求にこたえるため、動員計画に基づき部隊及び人員を確保・訓練し、現役に加え、必要とする部隊及び人員を提供することとなっている。そのため、予備役は一般的に、最低限年間39日間の軍務に服するよう義務付けられており、その中には毎月1回実施さ

⁶³ U.S. Army Material Command, *Civilian Deployment Guide* (November 1990) p. 6.

⁶⁴ Civilian Deployment/Mobilization.

⁶⁵ 株式会社現代文化研究所「諸外国軍隊の予備役制度に関する調査[報告書]」2022年3月31日、3頁。

れる週末訓練と15日間の年間訓練が含まれている⁶⁶。

また、先述の7つの予備役は、さらに次の3つの予備役に区分される。

① 即応予備役 (RR: Ready Reserve)

即応予備役 (RR) はいつでもまたどこでも必要な任務を果たすことが求められる即応度の高い訓練された予備役である。州兵の部隊または個人で構成され、戦争時または国家非常事態時に、現役部隊を増強するための招集義務を負っている。即応予備役は、以下の3つのサブカテゴリで構成される。

①-1 選抜予備役 (SELRES : Selected Reserve)

即応予備役の中で最も信頼度が高い。定期訓練を実施する予備役兵／部隊であり、正規任務遂行への招集に短期間で応じることが求められる。即時増員が必要な場合に他の予備役に先駆けて最初に招集される。一月に1週末、一年に2週間の訓練義務があり、正規任務遂行中の軍人と同じ手当・処遇を受けている。これには、最初の任務のための訓練中の者も含まれる。

①-2 個人即応予備役 (IRR : Individual Ready Reserve)

大統領予備役召集権限で召集されるか、「無給訓練」または「現役任務」での訓練、勤務を選択しない限り、通常訓練や年次訓練等、いかなる軍事活動(定期的な招集活動を除く)への参加も義務づけられてはいない。個人即応予備役は、主に、訓練を受けた者、現役部門または選抜予備役に勤務した経験がある者、兵役義務 (MSO : Military Service Obligation) が残っている者で構成される。

①-3 非活動型州兵 (ING : Inactive National Guard)

選抜された予備役ではなく、即応状態に準じた予備役で、州兵で構成される。隊員は割り当てられた部隊で年に1回の訓練を受ける必要がある。動員中、隊員は自分の部隊のみならず、他の部隊で活動する場合がある。ING隊員は、契約上の義務を負っているという点で、個人即応予備役 (IRR) に似ているが、ING隊員は、退職金や給与のために訓練を受けることはできず、昇進の資格もない。現在、INGを維持しているのは、陸軍州兵のみとなっている。

② 待機予備役 (SR: Standby Reserve)

活動状態リスト (ASL: the Active Status List) と非活動状態リスト (ISL: the Inactive Status List) の2つの予備役で構成されている。待機予備役は、即応予備には加入していないが、一時的な困難や不具のある重要民間従業員として指定されている個人によって構成される。該当者は、訓練を実施すること、また部隊の一員たることを要求されることはない。しかし、特殊技能を保有する人的戦力として、必要の時に動員に応ずることのできる要員として拘束される⁶⁷。

②-1 活動状態リスト (ASL: the Active Status List)

ASLに所属する隊員は、「現役」の状態にあるとみなされ、昇進/昇格、退職ポイントの獲得、特定の種類の任務の遂行等の資格を得ることができる。

②-2 非活動状態リスト (ISL: the Inactive Status List)

⁶⁶ 日本安全保障戦略研究所編著『有事、国民は避難できるのか』37頁。

⁶⁷ 同上、39頁。

ISLに所属する隊員は、「活動停止」状態にあるとみなされ、昇進・昇格、退職ポイントの獲得、いかなる種類の自発的任務も遂行することはできない。これらの隊員の動員能力は極めて限られており、即応予備役の人数が足りない場合にのみ招集される。

① 退役予備役

退役予備役は60歳になり退職手当(retired pay)を受け取っているまたは受給資格を持つ予備役で構成される。

このように、米軍の予備役には複数の制度が準備されている。最も即応性が求められる「選抜予備役」になると、毎月1回の週末訓練、1年に2週間の訓練義務があり、自衛隊の即応予備自衛官とほぼ同等の負担がある。他方で、個人即応予備役や待機予備役は、選抜予備役のような手当は受けられないものの、訓練参加の義務付けは無く、会社勤務との両立が比較的容易であると言える。

2.2 英軍における後援予備役制度

英国各軍の予備役は大きく以下の種類に大別されている⁶⁸。

① Regular Reserve/Standard Volunteer Reservists 標準予備役/標準志願予備役

2014年10月までに入隊した標準的な志願予備役は、訓練を継続し、緊急時にのみ動員される契約で志願できていたが、2014年10月の法令改正後の新規予備役は、正規軍人を派遣するどのような任務にも動員されることになった。

② Full-Time Reserves Service (FTRS) 常勤予備役

一定期間、常勤として職務に応募することができる(「招集・動員」ではない)。貴重な経験を得ることができるため長期休暇を許可する雇用主もいるが、法律的にはFTRSの任務から帰還した予備役を職務に復帰させる義務を雇用主は負っていない。

③ Additional Duties Commitment (ADC) 追加服務契約

予備役が英国軍内で非常勤の仕事ができるようにしている。正規軍または予備役軍のどちらにも割り当てられる可能性があるが、多くの場合は本部施設で勤務する。ADCではジョブ・シェアリングの形をとる場合もあり、最低契約期間は13週間である。

FTRSと同じく貴重な経験を得ることができるため、長期休暇を許可する雇用主もいるが、法律的にはADCの任務から帰還した予備役を職務に復帰させる義務を雇用主は負っていない。

④ High Readiness Reserves 高度即応予備役

軍が緊急時に必要な特殊技能を持つ予備役である。HRRは志願制で、常勤の仕事を持つ場合(または週に2日以上勤務する場合)には、雇用主からも同意を得る必要がある。この同意は年次毎に更新される。動員された場合にはHRRは最大9か月(2014年10月以降の入隊者は12か月)任務に就く。

⁶⁸ 株式会社現代文化研究所「諸外国軍隊の予備役制度に関する調査[報告書]」43頁。

⑤ Sponsored Reserves 後援予備役

国防省が民間企業従業員の内のある一定の割合について、予備役の業務を行うという契約を請負業者と結ぶものである。これらの予備役は軍の一部として委託された業務に携わるよう訓練され、任務に就くことになる。訓練を受けた専門家による特定の支援業務を可能にするために、1996年に予備軍法によって創設された。

具体的には、危険な地域以外の人員輸送便の客室乗務員や、戦場における気象情報の提供等、軍人で賄うのが非効率である業務が挙げられている。予備役をこのような業務に充て、第一線の兵士が軍人でなくてもよい任務のために作戦から引き抜かれるのを防ぐことができるため確保されている。

このように、英軍では、高度即応予備役において、民間の特殊技能保持者を確保する予備役制度や、後援予備役のように、第一線任務以外の輸送等の支援業務に就かせる予備役制度が準備されている。特に、後援予備役制度は、民間企業との間に有事において軍の一部として委託された業務を実施するよう契約する制度であり、軍人でなくても実施可能な任務に後援予備役を就かせ、第一線の軍人を確保するという目的については、自衛隊が現在実施している部外力活用に近い制度といえる。しかしながら、契約時に予備役に就くことを約束できる点で決定的に異なる。

2.3 仏軍における市民予備役制度

仏軍においては、予備役の募集にあたり、就業者については現職との両立が、学生は学業との両立が求められており、予備役として軍に招集されることで不利益を被ることがないよう法の整備が進められている。給与面の補償、家族との生活の妨げとならない勤務地の選択等の配慮がなされているほか、学資手当、免許証取得のための補助金といったインセンティブ措置も設けられている。

同様に企業に対しても、予備役制度に協力する企業に対し、パートナー契約を締結することで優遇税制の対象となる等の措置も見られる。配属先、業務内容、処遇、昇級については、本人の能力や希望を考慮した上で個別に決定し、契約に盛り込まれる。これは上官との面談の上、軍の規定による評価項目に照らし合わせての取り決めとなる。本人の希望や研修の成果によっては、そのまま軍人として採用される可能性も開かれている。

予備役の種類については、軍に直接関わる作戦部隊予備役(reserve opérationnelle)と武装要員ではなく、専門知識で軍に協力することや、軍隊と市民のつながりの維持に貢献するため社会に対して防衛意識の拡散浸透を担う民間防衛予備役(réserve citoyenne)に大別されている。

現在の仏において政府が掲げる国防の概念は、軍事力だけでなく、経済、エネルギーや食糧の供給体制、教育など広範にわたっており、「各人が自身の能力の範囲内で国防に貢献する」という考えが広く浸透しているという。国防に関するこうした国民の意識が、軍のオペ

レーションに直接携わらない「民間防衛予備役」という形に表れている⁶⁹。

このように仏軍では、直接戦闘には参加しなくとも、様々な分野で各人の能力の範囲内において国防に参加できる予備役制度が設定されている。こうした制度は、有事においてテンポラリーに拡大する業務に対応するためにも重要であるとともに、平素から国防意識を高揚させるためにも非常に重要であると言える。

2.4 諸外国の予備役制度等の比較・分析による後方予備隊員制度の条件案出

本項では、米、英、仏の予備役制度等を現在の日本に当てはめて比較・分析し、後方予備隊員制度を実効性あるものにするための条件について整理する。比較にあたっては、第1節で述べた各種課題等から、比較の要素として、①有事における業務継続の担保（契約した民間業者が有事に業務を継続する枠組みとして強制力を持つかどうか）、②体制維持のための経費、③国民の理解獲得、④個人・企業への負担を列挙し、その上で、後方予備隊員制度を実効性ある制度とするための各種条件について整理する。各制度を比較・評価した結果は「表1：各国の予備役制度等の比較・評価」の通りである。

比較の要素	米軍文官制度	米軍予備役制度 (待機予備役等)	英軍予備役制度 (後援予備役)	仏軍予備役制度 (民間防衛予備役)
① 有事における業務継続の担保	○ 海外展開を除き、有事運用が前提	△ 任意募集	○ 有事運用も含め契約	△ 任意募集
② 体制維持のための経費	× 有事運用を含めた高い人件費の確保が必要	△ 招集時のみあり	△ 予備役手当の支給	○ 補償・手当なし
③ 国民（日本国民）の理解獲得	△ 任意の応募ではあるが、「文官」でありながら、武器訓練もあり	△ 任意の応募であるが、金銭的補償は、招集時のみ	△ 契約条件に予備役への加入を含む	△ ボランティア的要素が強く、国等からの補償なし
④ 個人・企業への負担 (応募の容易性)	△ 武器等訓練あり 軍勤務経験不要	△ 招集訓練なし 軍勤務経験必要	○ 招集訓練なし 軍勤務経験不要	○ 招集訓練なし 軍勤務経験不要
実効性に係る評価	文官でありながら、武器等訓練あり、国民の理解獲得困難となる可能性あり。また、国家の金銭的負担大	任意の応募であり、訓練負担無一方で、平素の補償は無く、募集が困難となる可能性	契約条件として予備役への登録を義務づけることは、現在の日本において困難	任意募集であり、訓練負担等もないが、補償・手当がないため、募集困難となる可能性
後方予備隊員制度に取り入れるべき条件	① 業務継続の担保は低下するものの、任意募集を採用（国民の理解獲得） ② 自衛隊経験を不問（応募者の獲得） ③ 招集訓練は必要最小限とし、武器等訓練なし（応募者の獲得） ④ 隊員手当、応招手当の支給（応募者の獲得）			

表1 各国の予備役制度等の比較・評価（筆者作成）

①有事における業務継続の担保という点においては、契約時に有事運用を規定されている米軍の文官制度と英軍の後援予備役制度が優れている。しかしながら、現在の日本に当てはめた場合、PFI 船舶の契約時に戦時徴用であると批判されたことを鑑みると、国民からの理解を得ることは困難となる可能性が高い。また、米軍の待機予備役と仏軍の民間防衛予備役は、任意募集であり、訓練負担も小さい一方で、金銭的補償が少なく、ボランティア的な側

⁶⁹ 株式会社現代文化研究所「諸外国軍隊の予備役制度に関する調査[報告書]」43頁。

面が強く、制度を作っても人材が集まらない可能性がある。このため、現在の日本においては、飽くまでも任意募集とし、人材確保のためには一定程度の金銭的な補償も必要であろう。また、後方予備隊員制度は、「自衛官となり武器をもって直接戦うことは避けたいが、有事においては何らかの形で自衛隊に協力したい」と考える人々を主対象とした国防に関与できる公的枠組みとするため、武器訓練を伴わない招集訓練とすべきである。

しかしながら、募集において、国民からの理解獲得の観点から留意しなければならない事項がある。すなわち、民間人を軍隊の行動に直接参加させる場合、国際法上は、文民としての保護を受けられない可能性がある⁷⁰ということである。後方予備隊員は、自衛官ではないが、自衛隊の行動を直接支援する者とみなされ、文民保護の対象とならない可能性が極めて高い。このため、募集の際にはこの点について、丁寧に説明し、リスクを正しく理解した上で応募してもらうことが必要である。

第3節 後方予備隊員制度の構想

本節では、前節で述べた条件を踏まえ、「自衛官となり武器をもって直接戦うことは避けたいが、有事においては何らかの形で自衛隊に協力したい」と考える人々が国防に関与できる公的枠組みとして、身分を自衛官としない、「後方予備隊員制度」を具体的に提言する。

3.1 後方予備隊制度の目的と業務内容

後方予備隊員制度の目的は、①平素契約している部外力の有事における業務継続の担保と、②有事において所要拡大が予想される後方業務への対応である。後方予備隊員は、飽くまでも自衛官による警護（警備）内での後方支援活動を前提とするため、基本的に駐屯地内における後方業務を想定する。このため、細部業務内容については、陸上自衛隊補給処及び業務隊の業務を参考として考察する。

陸上自衛隊補給処

まず、補給処であるが、北から北海道補給処、東北補給処、関東補給処、関西補給処及び九州補給処の5つがある。

北海道補給処、東北補給処、関西補給処及び九州補給処は、総務部、調達計画部、装備計画部、補給部、整備部の5つの部と電計課で構成されており、関東補給処はこの5つに加え、火器車両部、誘導武器部、化学部、航空部及び通信電子部の8つの部とシステム技術課から構成されている⁷¹。細部については、「表2：陸自補給処の編制」のとおりである。

⁷⁰ 千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）、第五十一条第二項

⁷¹ 陸上自衛隊補給処組織規則（陸上自衛隊訓令第7号）平成10年3月20日。

関東補給処	北海道補給処	東北補給処	関西補給処	九州補給処
総務部	総務部	総務部	総務部	総務部
総務課、人事課、警備課、 輸送課	総務課、人事課、警備課、 管理課、輸送課、厚生課、衛生課	総務課、人事課、 管理課、輸送課	総務課、人事課、警備課、 管理課	総務課、人事課、警備課、 管理課、輸送課、厚生課、衛生課
調達会計部	調達会計部	調達会計部	調達会計部	調達会計部
契約課、原価計算課、会計課	契約課、原価計算課、会計課	契約課、原価計算課、会計課	契約課、原価計算課、会計課	契約課、原価計算課、会計課
装備計画部	装備計画部	装備計画部	装備計画部	装備計画部
企画課、計画課、業務指示課	企画課、計画課、武器課、通信電子課、需品課、施設課、 弾薬課、化学化、衛生課	企画課、計画課、武器課、通信電子課、需品課、施設課、 弾薬課、化学化、衛生課	企画課、計画課、武器課、通信電子課、需品課、施設課、 弾薬課、化学化、衛生課	企画課、計画課、武器課、通信電子課、需品課、施設課、 弾薬課、化学化、衛生課
火器車両部	補給部	補給部	補給部	補給部
補給整備課、 保管第1課、保管第2課、分類課、火器工場、車両工場、原動機工場、工作工場、技術課	管理課、 保管課、回収課	管理課、 保管課、回収課	管理課、 保管課、回収課、燃料課	管理課、 保管課、回収課
誘導武器部	整備部	整備部	整備部	整備部
補給整備課、 保管分類課、整備工場、技術課	管理課、 武器課、通信電子課、需品課、化学課、衛生課、工作課	管理課、 武器課、通信電子課、需品課、施設課、化学課、衛生課、工作課	管理課、 通信電子課、需品課、化学課、衛生課	管理課、 武器課、通信電子課、需品課、化学課、衛生課、工作課
化学部	電計課	電計課	電計課	電計課
補給整備課、 整備工場				
航空部				
補給整備課、 保管分類課、整備工場、技術課				
通信電子部				
補給整備課、 保管分類課、通信機工場、電子機器工場、工作工場、技術課				
システム技術課				

表2 陸上自衛隊補給処の編制（陸上自衛隊補給処組織規則に基づき、筆者作成）

陸上自衛隊補給組織規則に示された各課の業務に照らし、平素から部外力の一部導入が可能と考えられる部署は青字で表示し、平素からの部外力導入が可能であり、かつ有事においてはさらに増強すべきと考えられる部署を赤字で表示している。業務内容として、計画の作成や指示を出す部署等はやはり常備自衛官が実施すべき事項であるが、その元で実施する現場作業等については部外力の導入が可能と考えられる。しかしながら、弾薬や通信電子機材の一部には秘匿度の高いものもあり、クリアランスの面では検討が必要な部署もあるだろう。また、有事において、火器、弾薬、車両等、装備品の整備所要は、平素に比して大幅に増加することは明白であり、技能をもつ後方予備隊員をテンポラリーに増強すべきである。また、負傷者の発生も予期されることから、衛生機能も有事においては後方予備隊員を増強すべきである。

○ 駐屯地業務隊

次に、業務隊であるが、北海道補給処、関西補給処及び九州補給処は業務隊の機能を兼ねており、一部の職種学校や自衛隊病院においても業務隊を兼ねているところがある。

業務隊は、総務科、管理科、補給科、厚生科、衛生科の5科で編制されており、各科の業務内容として代表的なものを「表3：駐屯地業務隊の業務内容」に示した。

凡例として、平素から部外力の一部導入が可能と考えられる業務は青字で表示、平素からの部外力導入が可能であり、かつ有事においてはさらに増強すべきと考えられる部署を赤字で表示、部外力の導入は難しいものの、有事に業務所要の増大が予想される業務を緑字で表示している。

すでに一部の業務隊では、部外力が導入され、また各科における部外力の導入に係る検討（検証）も並行して実施されている状況であるが、先述のとおり、業務隊においては、有事その業務量が増大するとともに、業務支援の隊員が自分の部隊に復帰してしまうことから、平素からの部外力の導入と併せ、有事に増大する業務に対応できる態勢を備えることが極めて重要である。

科名	業務内容
総務科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公印の保管に関する事。 ○ 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。 ○ 外来者の宿泊、給養及び接待に関する事。 ○ 人事記録に関する業務の処理に関する事。 ○ 身分証明書に関する業務の処理に関する事。 ○ 退職手当及び災害補償に関する業務の処理に関する事。 ○ 損失補償及び損害賠償に関する業務の処理に関する事。 ○ 陸上幕僚長の定める再就職援護業務の実施に関する事。 ○ 土地、建物及びこれに附帯する諸施設の使用区分の割当に関する事。 ○ 駐屯地の近傍に所在し若しくは通過し又は駐屯地に来隊する部隊等及び隊員の支援に関する事。 ○ 調査業務の実施に関する事。 ○ 自隊の人事、秘密の保全、組織、定員、教育訓練、業務の改善その他これらに準ずる業務に関する事。 ○ 自隊に対する物品の補給に関する事（他の科の所掌に属するものを除く。）。 ○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による若年定年退職者給付金に関する事。
管理科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地、建物及びこれに附帯する諸施設の借上げ、維持、補修及び運営に関する事（他の科の所掌に属するものを除く。）。 ○ 建物及びこれに附帯する諸施設に関する事。 ○ 防火施設の維持、運営に関する事及び消火用器材資材の維持、運営に関する技術的指導に関する事。 ○ 自隊の車両の管理及び運用並びに駐屯地用車両整備工場及び駐屯地用工具の管理に関する事。（方面総監の直轄の後方支援隊の所掌に属するものを除く。） ○ 鉄道及び船舶等による輸送業務の処理に関する事。 ○ 輸送技術情報に関する事。
補給科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品の調達、補給、保管、整備及び処分の実施に関する事（他の科の所掌に属するものを除く。） ○ 給養の実施に関する事。
厚生科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福利厚生に関する業務の実施に関する事。 ○ 隊員の宿舎に関する事。 ○ 陸上幕僚長の定める厚生に関する物品の調達、補給、保管、整備及び処分に関する事。 ○ 共済組合に関する事。 ○ 恩給に関する業務の処理に関する事。
衛生科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隊員の健康診断の実施に関する事。 ○ 環境衛生及び防疫に関する事。 ○ 診療の実施に関する事。 ○ 隊員の募集等に伴う身体検査に関する事。 ○ 陸上幕僚長の定める衛生に関する物品の調達、補給、保管、整備及び処分に関する事。 ○ 医務室の運営に関する事。

表3 駐屯地業務隊の業務内容（駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓練に基づき、筆者作成）

3.2 後方予備隊員の訓練と応招義務

予備自衛官等の訓練と応招義務については、「表4：予備自衛官等の訓練と応招義務」のとおりであり、どの制度においても射撃訓練、野外訓練（戦闘訓練）、体育訓練（体力検定）が組み込まれており、訓練の大半をこれらが占めている。

	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
訓練日数	1年間を通じ、30日間の訓練に従事	1年間を通じ5日間の訓練に従事（方面總監が必要と認めるときは、合計して年間20日を超えない範囲で特別な招集訓練に参加可能）	○ 一般は3年以内に50日 ○ 技能は2年以内に10日
訓練等内容	<ul style="list-style-type: none"> 【各個訓練】 ○ 精神教育 ○ 特殊武器防護 ○ 格闘訓練 ○ 小火器射撃 ○ 体力検定 ○ 特技訓練 など 【部隊訓練】 ○ 班レベルの部隊訓練 ○ 小隊レベルの部隊訓練 ○ 中隊レベルの部隊訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断 ○ 野外衛生・救急法 ○ 体育訓練 ○ 基本教練 ○ 武器訓練 ○ 射撃予習・検定 ○ 特技に応じた職務訓練 ○ 精神教育・防衛講話 ○ 制度等教育 など 	<ul style="list-style-type: none"> 【予備自衛官補（一般）】 ○ 精神教育・服務 ○ 体育訓練・格闘訓練 ○ 基本教練・戦闘訓練・野戦築城・野外勤務 ○ 武器訓練・射撃訓練 ○ 特殊武器防護・野外衛生・救急法 ○ 通信訓練 など 【予備自衛官補（技術）】 ○ 精神教育・服務 ○ 体育訓練 ○ 基本教練・野外勤務 ○ 武器訓練・射撃訓練 ○ 特殊武器防護・野外衛生 など
応招義務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛招集 ○ 国民保護等招集 ○ 治安招集 ○ 災害等招集 ○ 訓練招集 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛招集 ○ 国民保護等招集 ○ 災害等招集 ○ 訓練招集 	教育訓練招集

表4 予備自衛官等の訓練及び応招義務（陸上自衛隊HPを参考に、筆者作成）

先述のとおり、現行の予備自衛官等制度は訓練招集が個人と企業に大きな負担となっており、応募者が少ない可能性が高い。このため、後方業務に専念し、戦闘をしない後方予備隊員には射撃訓練、野外訓練、体力検定等は実施せず、1日間の教育訓練／年（健康診断、精神教育、制度等教育及び救急法）と職場見学への任意参加のみとし、訓練参加負担を局限する。

また、応招義務についても、飽くまで武力紛争等事態に関連する招集と、教育訓練招集のみに限定し、災害派遣等招集は除くものとする。（表5：後方予備隊員の教育訓練及び応招義務）

	後方予備隊員
訓練日数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年間を通じ、1日間の教育訓練に従事 ○ 配置予定先部隊等研修は、定期的を実施し、任意参加で年間最大5日間の参加可能
教育訓練等内容	<ul style="list-style-type: none"> 【1日間教育訓練】 ○ 健康診断 ○ 精神教育 ○ 制度等教育 ○ 救急法 【任意参加部隊研修】 配置予定の補給処又は駐屯地業務隊等の各部署の研修、隊員らとの懇談
応招義務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛招集 ○ 国民保護等招集 ○ 教育訓練招集

表5 後方予備隊員の訓練及び応招義務（案）（筆者作成）

3.3 後方予備隊員の応募資格と処遇

現行の予備自衛官等の応募資格等は、「表6：予備自衛官等の応募資格」のとおりであり、予備自衛官補を除き、元自衛官でなければならない。

	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
対象者	自衛官として、1年以上勤務し、退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官として採用されている者	自衛官として、1年以上勤務した者で、採用時の年齢が、それぞれの階級に応ずる年齢未満の者	一般国民
採用年齢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2尉～1曹：52歳未満 ○ 2曹・3曹：51歳未満 ○ 士長・1士：50歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1佐：59歳未満 ○ 2佐・3佐：58歳未満 ○ 1尉～1曹：57歳未満 ○ 2曹・3曹：56歳未満 ○ 士長～2士：55歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> 【予備自衛官補（一般）】 18歳以上52歳未満 【予備自衛官補（技能）】 18歳以上で、保有技能に応じ53～55歳未満
身分	非常勤の自衛隊員（非常勤の特別職国家公務員）	非常勤の自衛隊員（非常勤の特別職国家公務員）	-
任用期間	1任期：3年（継続任用可）	1任期：3年（継続任用可）	-

表6 予備自衛官等の応募資格（陸上自衛隊HPを参考に、筆者作成）

また、予備自衛官等の採用年齢は、いずれも50歳未満となっているが、現役自衛官の定年延長や募集難を鑑みれば、採用年齢の上限は今後見直しが必要である。

後方予備隊員は、自衛官の警備（警護）のもと、駐屯地等において、専ら後方支援等業務を実施する隊員であり、事務官・技官等と同様、戦闘することは前提としない。このため、採用に求められる技能は予備自衛官補（技能）と同じ⁷²とするも、採用年齢は65歳未満（一般公務員の定年年齢を参考）に設定し

て、採用対象者の拡大を図る。（表7：後方予備隊員の応募資格（案））これにより、予備自衛官の退官後も引き続き後方予備隊員として任用が可能となる。

後方予備隊員採用後の階級は、予備自衛官補が予備自衛官に任官する場合、当該予備自衛官の保有する技能、知識の種類及び程度に応じて定める⁷³とされている。このため、後方予備隊員にはこの基準を準用するとともに、財務省の定める自衛官の階級に相当する行政職の階級と俸給⁷⁴を付与するものとする。

区 分	後方予備隊員
対象者	一般国民
採用年齢	18歳以上65歳未満
必要技能	予備自衛官補（技能）と同じ
身 分	非常勤の自衛隊員 （非常勤の特別職国家公務員）
任用期間	1任期：3年（継続任用可）

表7 後方予備隊員の応募資格（案）（筆者作成）

処遇については、予備自衛官等の処遇は、「表8：予備自衛官等の処遇」に示した通りである。予備自衛官等の応募者が少ない中、有識者検討会⁷⁵では、処遇について見直すべきという意見もあるが、本項においては、現行の処遇を基準に後方予備隊員の処遇を考察する。

	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
予備自衛官等手当	月額：16,000円	月額：4,000円	
訓練招集手当	日額：14,200円（2尉）～ 10,400円（1士）	日額：8,100円	日額：8,800円
勤続報奨金	1任期（3年）：120,000円	—	—
被服及び食事	招集時に必要な被服等は貸与され、食事も支給	招集時に必要な被服等は貸与され、食事も支給	招集時に必要な被服等は貸与され、食事も支給
訓練招集旅費	訓練等応招のための往復旅費が支給	訓練等応招のための往復旅費が支給	教育訓練応招のための往復旅費が支給
災害補償	公務に起因する災害（負傷、疾病、障害、死亡）については、現職の自衛官と同様、本人又はその遺族に対し、補償を実施	公務に起因する災害（負傷、疾病、障害、死亡）については、現職の自衛官と同様、本人又はその遺族に対し、補償を実施	公務に起因する災害（負傷、疾病、障害、死亡）については、現職の自衛官と同様、本人又はその遺族に対し、補償を実施
その他	防衛招集等により自衛官となった場合、自衛官と同じ給料が支給	防衛招集等により自衛官となった場合、自衛官と同じ給料が支給	—

表8 予備自衛官等の処遇（陸上自衛隊HPを参考に、筆者作成）

現行の制度を見ると、教育訓練招集を除き応招義務のない予備自衛官補には、月額支給の予備自衛官等手当は支給されない。他方、後方予備隊員は防衛招集等の応招義務が生じるため、月額手当は支給されるべきである。他方、予備自衛官等に比し、応招義務の負担や招集

⁷² 「陸上自衛隊予備自衛官補制度：予備自衛官補の応募資格」『防衛省HP』

<https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/yobijihou/oubo.html>, 2024年7月22日閲覧。

⁷³ 予備自衛官の任免等細部取扱に関する達（陸上自衛隊達21-9号）昭和46年3月24日、第5条の2、別紙第1。

⁷⁴ 国家公務員宿舎関係法令等に規定する行政職俸給表（一）の職務の級に属する職員等に準ずる職員の取扱いについて（通達）（蔵理第4553号）昭和46年10月20日、別表4。

⁷⁵ 「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書」

後の任務の危険度等を鑑み、その額は予備自衛官の半額に設定する。

訓練招集手当であるが、本来業務に対する負担という観点からは、予備自衛官等と後方予備隊員も同様であるが、訓練内容の危険度を鑑み、即応予備自衛官と予備自衛官の差額率（約 80%）を予備自衛官の訓練招集手当に乗じて、日額 6,500 円に設定する。また、有事における雇用主側の金銭的な負担を除くため、災害補償については、予備自衛官等制度に準じ、自衛官（自衛隊員）と同様とする。（表 9 後方予備隊員の処遇（案））

後方予備隊員	
隊員手当	月額：2,000円
訓練招集手当	日額：6,500円
被服及び食事	招集時に必要な被服等は貸与され、食事も支給
訓練招集旅費	訓練等応招のための往復旅費が支給
災害補償	公務に起因する災害（負傷、疾病、障害、死亡）については、現職の自衛隊員（事務官・技官等）と同様、本人又はその遺族に対し、補償を実施
その他	防衛招集等により自衛隊員となった場合、自衛官と同じ給料が支給

表 9 後方予備隊員の処遇（案）（筆者作成）

おわりに

本稿においては、「有事、陸上自衛隊において、後方分野における部外力活用の実効性向上に係る方策」として、人事・募集によるアプローチから身分を自衛官としない、「後方予備隊員制度」の創設を提言した。後方予備隊員制度は、現行の予備自制度とは異なり、平素における個人及び企業側の負担は小さく、直接的に戦闘に参加することや、武器の使用を前提としたものではない。このため、「自衛官となり武器をもって直接戦うことは避けたいが、有事においては何らかの形で自衛隊に協力したい」と考える人々が、国防に関与できる新たな公的枠組みとなり、現行の予備自衛官等制度に比し、多数の応募が見込める。

また、有事においては、自衛官ではないものの、事務官・技官等と同じく「自衛隊員」として採用することで、有事における法律上の制約も克服できる。さらに、本制度の導入により、平素から契約している民間企業の従業員だけでなく、有事にその所要が拡大すると見積もられる医療、土木・建築、整備、輸送等に係る技能を持った人が、より幅広く国防に参加できる枠組みとなる。このため、現段階においては、有事における部外力活用の実効性向上に本制度の導入が適切であると結論づけた。ただし、募集要件の緩和等、間口を拡大する一方で、誰にでも資格が付与されるものであってはならない。採用に際しては、予備自衛官補（技術）と同様、自衛隊の後方業務を実施するための適切な技能の保持、国防に対しての明確な意思等を確認するよう厳格な試験の実施が求められる。

また、後方予備隊員制度は飽くまで個人の意思に依拠した制度であり、人材確保の不確実性は残るため、将来的にはその根本的な解決が必要である。すなわち、英軍の後援予備役制度のように、契約時の仕様書において、従業員の後方予備隊員等への登録を条件とすることが許容されるような法的枠組みの策定や、さらに将来においては、自衛隊法103条を改正して、業務従事命令の時間的・空間的・業種的な拡大を実現するべきであろう。

しかしながら、これらの課題は、有識者検討会や防衛省内における議論にとどまっており、今後は政府一体となった議論が望まれる。いずれも、現在の日本においては、かなり実現が難しい法改正であるかもしれないが、有事における業務継続を担保するためには必要であり、延いては国家防衛のため、避けては通れない課題であるため、早急かつ真剣な議論が望まれる。